

等への移行のための支援や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。	業については市町村	業】	ーク強化、グループホーム等に利用する住居の借り上げのための初年度経費の助成、就労支援のための実習受入先の開拓や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。	りて2,000千円以内
		(検討中)		
		【地域移行支援事業(障害児施設からの家庭復帰を含む)】		【グループホーム・ケアホーム整備推進事業】 入居者1人あたり133千円以内
		(検討中)		
		【障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】		【就労支援事業移行初期支援強化事業】
		(検討中)		・障害者職場実習設備等整備事業1企業あたり5,000千円以内 ・就労支援ネットワーク構築事業1障害福祉圏域あたりで1,000千円以内
		【触法障害者地域移行支援事業】		
		(検討中)		
		【医療観察法地域処遇体制強化事業】		
		(検討中)		
		【精神障害者等の家族に対する支援事業】		
		(検討中)		
		【在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業】		【在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業】 ・重度訪問介護従業者職場定着等推進事業1,000
		(検討中)		

		<p>【ケアホームの 重度障害者支援 体制強化事業】</p> <p>(検討中)</p>			千円以内
<p>(10) 一般就労移行等促進事業 一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化 ・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対す</p>	都道府県	<p>【ア 職場実習・職場見学促進事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【ウ 施設外就労推進事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【エ 施設外就労等による一般就労移行助成事業】</p> <p>(検討中)</p>	都道府県	<p>⑧ 施設外就労等に対する助成事業 一般就労への移行や工賃(賃金)の引上げに資する取組みの促進を図るため、ア 就労継続支援事業者が施設外就労を実施する場合イ 就労移行支援事業者、就労継続支援事業者が、施設外就労・施設外支援を行った結果、一般就労に結びついた場合に助成する。</p>	<p>・重度訪問介護事業所の収入の激変緩和「100円×平成18年4～9月のサービス提供時間×1.23」の範囲内</p> <p>【ア施設外就労推進事業】 1日1ユニットあたり4千5百円。(ユニットの考え方は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付け障発第0402001号)」による。)</p> <p>【イ 施設外就労・施設外支援によって一般就労した場合の助成】 就労者1人あたり100千円(1回限り)</p>

<p>る助成、及び 就労継続支援 B型から就労 継続支援A型 への移行につ いての支援を 実施する。</p>		<p>【オ 障害者一 般就労・職場定 着促進支援事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【カ 離職・再 チャレンジ支援 助成事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【キ 目標工賃 達成助成事業】</p> <p>(検討中)</p> <p>【ク 就労継続 支援A型への移 行助成事業】</p> <p>(検討中)</p>
<p>(11)小規模作業 所移行促進事 業 利用者が少 ないために新 体系へ移行す ることが困難 な小規模作業 所が統合する ために必要な 経費に対して 助成する。</p>	<p>都道府県</p>	<p>(検討中)</p>

		<p>・施設外就労、 施設外支援を行 うにあたって必 要な条件を満た すこと。 ・障害者雇用助 成金等他の助成 金等との併給は 不可。</p>
<p>⑨ 小規模作業 所移行促進事 業 利用者が少 なく、人数要 件に満たない 複数の小規模 作業所が統合 することによ り、移行する ために必要な 経費に対して 助成する。</p>	<p>都道府県</p>	<p>1 都道府県あた り10,000千円以 内</p>
<p>(3) 制度改正 に伴う緊急的 な支援</p>		

<p>(12) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業 相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポート及び居住サポート事業の推進、地域自立支援協議会の運営強化等を行う。</p>	<p>都道府県</p>	<p>【ア 特別アドバイザー派遣事業】 (検討中)</p> <p>【イ 相談支援発展推進支援事業】 (検討中)</p> <p>【ウ ピアサポートセンター等設置推進事業】 (検討中)</p> <p>【エ 居住サポート事業立ち上げ支援事業】 (検討中)</p> <p>【オ 地域自立支援協議会運営強化事業】 (検討中)</p>	<p>⑩ 相談支援体制整備特別支援事業 相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポートの推進を行う。 ・ 相談支援事業所の立ち上げ支援（専門家によるアドバイス、初度設備の整備等） ・ 障害者同士の助け合い支援（各種の交流事業の実施）</p>	<p>都道府県</p>	<p>【特別アドバイザー派遣事業】 1 都道府県あたり14,000千円以内</p> <p>【相談支援事業立ち上げ支援事業】 1 か所あたり1,000千円以内</p> <p>【ピアサポート強化事業】 1 障害福祉圏域あたり1,950千円以内</p>	<p>定額(10/10)</p>
<p>(13) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児を育てる保護者の不安解消のために気軽に利用できる交流</p>	<p>都道府県</p>	<p>(検討中)</p>	<p>⑪ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>1 保健所管内あたり ・ 親同士の交流の場の整備3,000千円以内 ・ パンフレット等の作成等1,500千円以内</p>	

を整備及び個別の支援計画や支援情報を関係機関で共有するための									
制度構築に係る経費について助成する。									
(14) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 障害者自立支援法等の見直しに伴い必要となる自治体の法施行事務経費（広報啓発経費、システム改修経費等）を助成する。	市町村 都道府県	(検討中)							
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)						
(15) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業 就学前児童の受入が少な	市町村	(検討中)							
の場等の整備を行う。 ・ 親同士の交流の場の整備、障害児療育支援のためのパンフレット等の作成等									
⑫ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業法の施行に伴い、一時的に必要な制度改正の周知徹底や、システム改修経費等に対する助成を行う。	市町村 都道府県								各都道府県毎に別に定める額（交付金のうち当該事業に充てることができる上限額）
⑬ 就労意欲促進事業 工賃控除の見直しに伴う給付金を支給する（平成18年度分）。	市町村							平成18年12月26日付事務連絡「就労意欲促進事業の取扱いについて」に従って算定された額	1/2 1/4 1/4
⑭ 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業 就学前児童の受入れが少	市町村							1事業所あたり就学前児童5割以上 1,900千円以内 就学前児童5割未満 1,500千円以内	定額(10/10)

<p>い児童デイサービス事業所（報酬告示上、児童デイサービス費（Ⅱ）に該当する事業所）において、定められた職員配置を超えて職員を加配し、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。</p>		
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(16)相談支援充実・強化事業 自宅に引きこもっている障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>(検討中)</p>

<p>ない児童デイサービス事業所であっても定められた職員配置を超えて職員を加配し、児童の個別支援を積極的に取り組んでいる事業所に対し、助成する。</p>		
<p>⑮ ケアホームの重度障害者支援体制強化事業 重度障害者を受入れている事業所に対し、支援に要する費用の一部を助成する。</p>	<p>市町村</p>	<p>区分6 1人1日あたり 1,000円 区分5 1人1日あたり 820円 区分4 1人1日あたり 650円</p>
<p>⑯ 相談支援・充実強化事業 障害者等に対して障害福祉施策に関する情報を周知するため、相談支援の充実・強化を図る事業に対し、</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>1市町村あたり 1,700千円以内</p>

見直しの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知する事業を実施する。					
(17) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、施設が地域の拠点機能として取り組む、地域住民の理解や支援力を高めるための人材育成等に対し助成する。	都道府県	(検討中)			
(18) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 重度訪問介護の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスの保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、都道府県地域生活支援事業	都道府県	(検討中)	1/2	1/4	1/4

助成する。				
⑰ 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 施設が地域の拠点機能として、障害者に対する地域住民の理解や支援力を高め、地域の受け入れ体制の整備を図るための取り組みに対し助成する。	都道府県	1 障害保健福祉圏域等あたり1,500千円以内		

<p>の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。</p>								
<p>(19) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 精神障害者生活訓練施設や福祉ホームが新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。</p>	<p>指定都市 都道府県</p>	<p>(検討中)</p>	<p>定額(10/10)</p>					
<p>(20) その他法施行に伴い緊急に必要な事業 ・制度移行期に係る事業コスト増(原油高騰対策含)</p>	<p>市町村 都道府県</p> <p>福祉機器相談基盤整備及び</p>	<p>【事業者コスト対策】 (検討中) 【筋ジス者の負担軽減措置】</p>	<p>定額(10/10)</p> <p>筋ジス者の負担軽減措置に係る事</p>	<p>⑱ その他法施行に伴い緊急に必要な事業 ・制度移行期に係る事業コスト増(原油高騰対策含)</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>【事業者コスト増に対する支援】 各都道府県毎に別に定める額 【筋ジス者の激変緩和】</p>	<p>定額(10/10)</p> <p>筋ジス者の激変緩和に係る事業に</p>	

む。)に対する支援、筋ジス者の負担軽減措置、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上、各更生相談所における補装具判定に必要な見識を高めるための研修等、コミュニケーション支援事業の広域的な体制の検討、障害者スポーツの振興、公立体育館のバリアフリー整備等

障害者スポーツ特別振興については、指定都市・都道府県

- (検討中)
- 【オストメイト対応トイレの整備】
- (検討中)
- 【情報支援機器等の整備・購入】
- (検討中)
- 【視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業】
- (検討中)
- 【福祉機器相談基盤整備】
- (検討中)
- 【コミュニケーション支援広域支援検討】
- (検討中)
- 【障害者スポーツ特別振興】
- (検討中)
- 【体育館等バリアフリー緊急整備】

業については、国1/2、県1/4、市1/4

む。)に対する支援、筋ジス者の激変緩和、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上等

平成18年10月の「療養介護事業」利用者負担額から平成18年9月の利用者負担額の2倍の額を差し引いた額を目安とする。

【オストメイト対応トイレの整備】1か所あたり500千円以内(工事費をの除く)

【情報支援機器等の整備・購入】1市町村又は1都道府県あたり1,000千円以内

【視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業】

1都道府県あたり1,000千円以内

については、国1/2、県1/4、市1/4

		(検討中)		
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	(21)進路選択学生等支援事業 福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、学生・教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。	都道府県	1 養成施設あたり 定員充足率(各年4月1日現在)が ・20%未満の場合 5,000千円以内 ・20%以上40%未満の場合 4,300千円以内 ・40%以上60%未満の場合 3,400千円以内	定額(10/10)
	(22)潜在的有資格者等養成支援事業 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。	都道府県	・潜在的有資格者再就業支援研修 1回あたり780千円以内 ・高齢者等参画支援研修 1回あたり312千円以内 ・福祉・介護サービスチャレンジ教室 1回あたり156千円以内 ・障害者就労支援研修 1回あたり468千円以内 ・キャリアアップ支援研修 1回あたり468千円 ・その他人材確	

		<p>保に資する研修として都道府県が認めた研修 1日あたり156千円以内</p> <p>なお、養成施設等以外に地域の会場を借り上げて実施することが可能であり、この場合、研修1日あたり185千円以内を加算する。</p>
<p>(23) 複数事業所連携事業 単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。</p>	都道府県	<p>・コーディネーター1都道府県あたり 2,357千円以内 ・1ユニットあたり 694千円以内</p>
<p>(24) 職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供するこ</p>	都道府県	<p>・事前説明会や事業者報告会 1都道府県あたり 444千円以内 ・事業所の受入れ 1人1日あたり</p>

とにより、新たな人材の参入を促進する。	5,920円以内
---------------------	----------

※ 県は都道府県、市は市町村を指す。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領
に基づく事業実施状況報告について

- 1 基金保管実績
(略)
- 2 基金運用実績
(略)
- 3 基金事業に係る経費
(略)
- 4 事業実施状況

項目	事業内容
1. <u>事業者に対する運営の安定化等を図る措置</u>	
2. <u>新法への移行等のための円滑な実施</u>	

※ 県は都道府県、市は市町村を指す。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領
に基づく事業実施状況報告について

- 1 基金保管実績
(略)
- 2 基金運用実績
(略)
- 3 基金事業に係る経費
(略)
- 4 事業実施状況

項目	事業内容
1. 事業者に対する激変緩和措置	
2. 新法への移行等のための緊急的な経	

<p>を図る措置</p> <p>(削除)</p>		<p>過措置</p> <p>(1) 新法に移行する までの経過的な 支援</p>	
<p>3. 福祉・介護人材の 緊急的な確保を図 る措置</p>		<p>(2) 新法への移行の ための支援</p>	
<p>5 添付資料 (略)</p>		<p>(3) 制度改正に伴う 緊急的な支援</p>	
		<p>5 添付資料 (略)</p>	

〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（参考例）（案）

（設置の目的）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に基づく制度の円滑な運用及び福祉・介護人材の確保を図るため、〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

案~~1~~ 基金の額は、~~△△円とする。~~

案~~1~~² 基金の額は、予算で定める額とする。

案~~2~~³ 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が、事業者に対する運営の安定化等を図る激変緩和措置のための事業、新法への移行等のための円滑な実施を図る緊急的な経過措置のための事業、福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置のための事業、その他の障害者自立支援法の円滑な運用及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされるを図るために実施する緊急的な事業のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

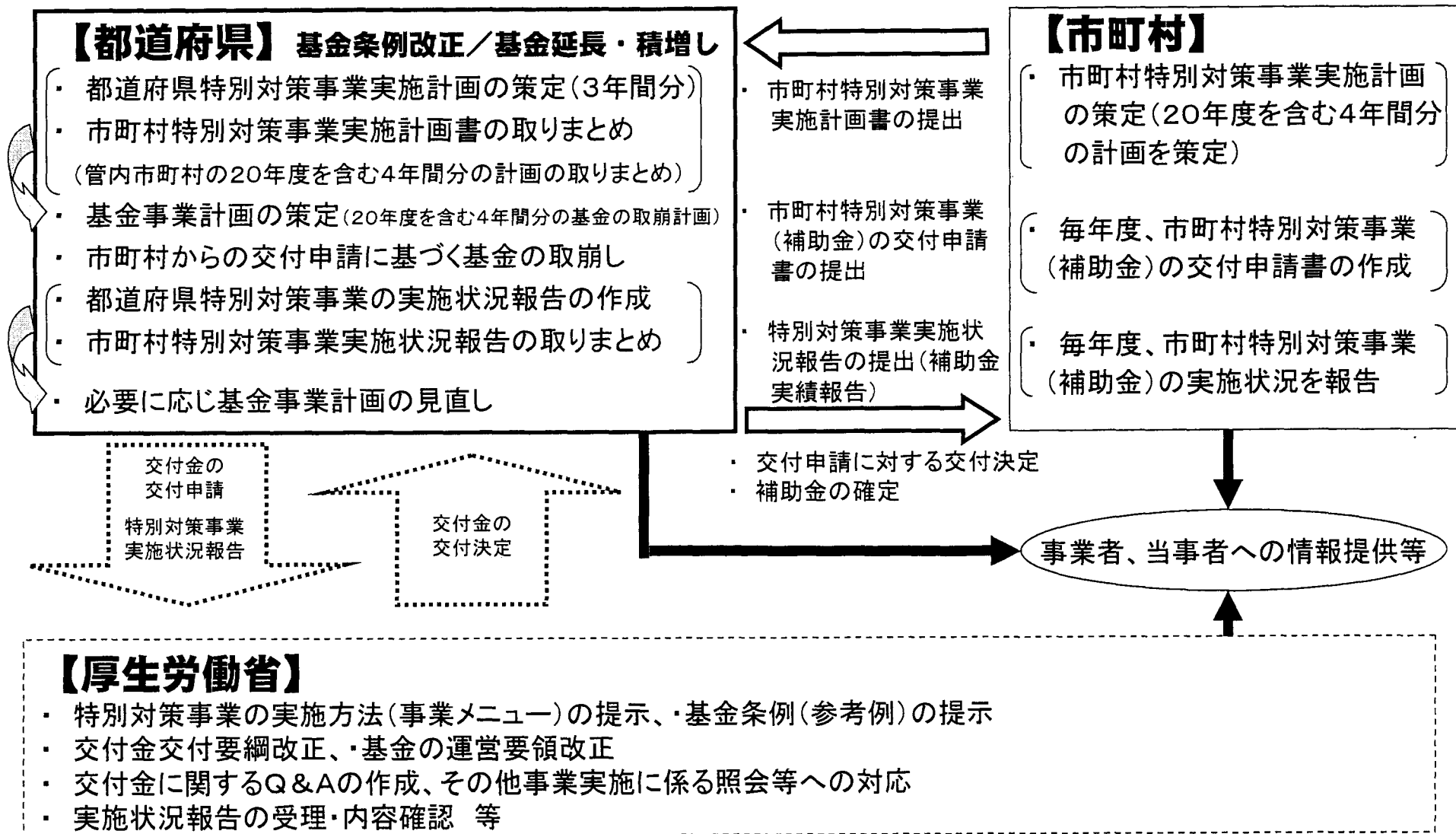
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成~~二十四~~^{三十一}年三月三十一日まで対象となる第六条の事業の実施に基づく精算に係る日までに限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

障害者自立支援対策臨時特例交付金の 実施に係る事務の流れ（案）



都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

※1 都道府県及び市町村は平成20年度内に特別対策事業実施計画を策定
 ※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成20年度内に都道府県に対して報告

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	計
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置					
①事業運営安定化事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②〇〇〇〇事業等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置					
①小規模作業所緊急支援事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②〇〇〇〇事業等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置					
①進路選択学生等支援事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②〇〇〇〇事業等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成20年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	20年度	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金スケジュール

※今後、変更があり得るものである。

事 項		12月			1月					2月				3月					4月		
		2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3
		15~21	22~28	29~31	1~4	5~11	12~18	19~25	26~31	1~8	9~15	16~22	23~28	1~8	9~15	16~22	23~29	30~31	1~5	6~12	13~19
基金	条例・予算					条例案作成 予算案作成		議案提出 (議会)						議 会							
	運営要領																				
	交付要綱																				
	市町村の計画																				
個別内容	事業運営安定化事業等																				
その他																					

(注) 自治体事務 は自治体事務を、 国等の動き・事務 は国等の動き・事務を示す。

(案)

事 務 連 絡

平成20年12月25日

各都道府県 福祉・介護人材確保関係主管課（室）御中

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金
（福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分）に係る協議について

福祉・介護人材確保対策の推進につきましては、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記交付金について、別紙協議書を作成の上、平成21年1月22日までに提出してください。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、よろしく申し上げます。

（協議書提出先）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室指導養成係 森田・佐野

TEL 03-5253-1111(内線2848)

メールアドレス sano-tomoaki@mhlw.go.jp

別紙

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金 協議書
(福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分)

○都道府県名	:	連絡先	TEL (直通)	()
○担当部局課名	:		FAX	()
○担当者名	:		MAIL	
項目	特別対策事業の内容			交付金所要額 (国庫ベース、円)
福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	【事業名】進路選択学生等支援事業			
	【事業名】潜在的有資格者等養成支援事業			
	【事業名】複数事業所連携事業			
	【事業名】職場体験事業			

※ 管理運営要領の第3の(1)に掲げる特別対策事業ごとに作成し、協議額の積算内訳を別途添付すること。

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金 協議額
(福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分)

(都道府県名 :)

項 目	交付金所要額 (円) (国庫ベース) ①	既内示額 (円) ②	今回協議額 (円) ③(①-②)
福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	0	0	0

(注) 千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。